

## 第二回練馬区防災懇談会議事録（要旨）

日時 : 平成 26 年 12 月 8 日（月） 19 時～21 時  
場所 : 本庁舎 7 階防災センター  
出席委員 : 鈴木 恭一郎（座長）、飯塚 裕子、市川 順子、内田 秀穂、角地 徳久、  
俵田 茂雄、川口 衣子、計良 香織、小松 一文、鈴木 裕子、  
関澤 愛、竹村 寛重、永倉 貢一、久井 勲、松岡 裕子、山元 圭子、  
渡邊 健

次第 :

- 1 事務局紹介
- 2 練馬区地域防災計画の修正等について
- 3 練馬区非常時優先業務実施方針について
- 4 練馬区立防災学習センターの概要について
- 5 平成 26 年度練馬区震災訓練について
- 6 質疑・意見
- 7 平成 27 年度～28 年度の委員募集について

委員（座長）

皆さんこんばんは。定刻なので、ただいまより平成 26 年度第 2 回練馬区防災懇談会を開催いたします。練馬区防災懇談会の座長の鈴木です。よろしくお願いいたします。早いもので防災懇談会の座長を 2 年つとめさせていただきました。皆さま、これまでご協力ありがとうございました。この懇談会委員の任期は来年 3 月 31 日までとなります。今回の後に開催する予定はありませんので、この会議が最後になると思いますが、今後もよろしくお願いいたします。それから本日の議事進行ですが、概ね 1 時間を予定しています。ご協力よろしくお願いいたします。

それでは懇談会に入りますが、本日はすでにご案内している練馬区地域防災計画の修正等についてと練馬非常時優先業務実施方針についての他に、練馬区防災学習センターの概要についてと平成 26 年度練馬区震災訓練についての 4 件について皆さまのご意見をお伺いしたいと思います。まずは本日の案件に入る前に 6 月 23 日付けで職員の異動がありましたので、事務局から自己紹介をお願いしたいと思います。まずは生方課長よろしくお願いいたします。

防災課長

あらためまして皆さんこんばんは。自己紹介の前にまずは師走のお忙しい時期にこういった時間帯で開催をさせていただき、またご出席をいただきましたことにあらためて私から

も御礼を申し上げたいと存じます。先ほど座長からお話ありましたように、本年6月23日付けで異動して現在防災課長をしております生方と申します。どうぞよろしく願いいたします。前職が私は都市農業課長をしておりましたのでまさに畑違いのところに異動ということで、5カ月少したちましたけれどもまだまだ勉強中の身でございます。本日こういった会を通じまして皆様からいろいろとご意見等々を頂戴し勉強していきたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

委員（座長）

それでは事務局の自己紹介をお願いしたいと思います。

庶務係長

庶務係長をしております枚田です。よろしく願いいたします。

防災学習センター所長

こんばんは。防災学習センターの所長をしております佐藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

区民防災第二係長

こんばんは。区民防災第二係長の内村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

防災施設係長

施設係長の細井と申します。よろしく願いします。

防災計画係長

こんばんは。防災計画係長の山本です。よろしく願いします。

委員（座長）

それでは案件に入りたいと思います。案件1の練馬区地域防災計画の修正等についておよび案件2の練馬区非常時優先業務実施方針について、関連した内容であるため一括で事務局から説明をお願いします。

防災課長

それでは資料1の練馬区地域防災計画の修正について、続いて資料2の練馬区非常時優先業務実施方針地震編についてこちらを一括で私のほうから説明させていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。それではまず資料1をご覧ください。練馬区地域防災計画の修正等についてでございます。区では東日本大震災の課題や教訓を踏まえまして平

成 23 年度と 24 年度の 2 度にわたり、地域防災計画の修正を行いまして現在これに基づいた各種対策の具体化また充実に取り組んでいるところでございます。しかしながらこの間に国や東京都におきまして、災害対策基本法の改正をはじめ、いくつか動きがございます。こういった法改正等による新たな災害対策課題に対応するとともに、さらに実効性の高い対策を推進したいという思いから、このたび練馬区地域防災計画の見直しを行うものでございます。併せまして、関連します練馬区業務継続計画地震編および各種災害対策マニュアルにつきましては来年度以降、順次見直しを進めてまいりたいと考えているところでございます。背景となります国、東京都の主な動きでございます。国では申し上げましたように災害対策基本法の改正をしてございます。また東京都では本年 4 月に、大規模地震発生時に関係機関との連携のもとで円滑な対応、応急対策活動が展開できるように首都直下地震等の対処要領を作成してございます。こういった背景もあり私どもの方でも地域防災計画を修正していくということでございます。練馬区地域防災計画等の修正の方向性につきまして 2 番でまとめてございます。4 つの視点を持ちながら今回改正をしてまいりたいというところでございます。1 つ目の視点としましては法改正への対応、2 つ目の視点としましては区における災害対策課題への対応、3 つ目の視点としまして計画体系の見直し、4 つ目の視点としまして対策内容と役割分担の明確化というところでございます。本日資料 1 につづってございます別紙の A3 二枚ものになりますけれどもこちらをつけてございます。こちらで少し具体的な説明を加えさせていただきたいと思っております。別紙をお願いいたします。まず別紙の 1 枚目でございます。上の方の箱になりますけれども、今しがた申し上げました修正の背景、それからその右側に目を移していただきまして計画修正の方向性というものを記載してございます。この別紙につきましては計画修正の方向性 4 つの視点ごとに内容を整理して記載をしてございます。そちらの方を説明させていただきます。まず 1 つ目としまして法改正の対応でございます。9 つの項目ごとに記載をしてございますけれども、まず 1 つ目といたしまして避難行動要支援者名簿の作成等でございます。これにつきましては 3 行ございますけれども一番上、既存の災害時要援護者名簿これを避難行動要支援者名簿として位置付けるものでございます。この避難行動要支援者名簿というのは、今回の災害対策基本法のなかではじめてでてきた言葉でございます。基本的には読んで字のごとくと申しますか災害時の避難行動に対して、支援が必要な方の名簿を作っていくというところでございます。これについてはそもそも練馬区でも災害時要援護者名簿というのを作成してございましたので、それをそういった法に基づく名簿として位置付けていくというものでございます。つづいて②番の被災者台帳の作成でございます。これは③のり災証明書の交付と一定重なる部分もありますが、まずは被災者台帳というものを整備していきますということでございます。かつ③にございましてり災証明書の発行を迅速に行うため、生活再建支援システムを導入するということでございます。この支援システムでございますけれども②の被災者台帳としても使っていくもので、このシステムでは、家屋の被害状況ですとかあるいは個別支援の内容そういったことを世帯ごとまたは個人ごと

に管理していくことを考えているものでございます。続いて④指定緊急避難場所等の指定でございます。これにつきましては災害の種類に応じて指定緊急避難場所あるいは指定避難所を指定するものでございます。それぞれの災害につきましては基本は記載のとおりとなっております。ただ、がけ崩れ・土石流・地すべり、この部分につきましては今後東京都の方で土砂災害警戒区域を必要に応じて指定すると聞いてございます。この部分につきましてはそういった指定がなされたあとに指定をしていきたいと思っております。続いて⑤安否情報の提供でございます。照会者の方と被照会者の方の関係性に勘案して提供する情報を定めているところでございます。右側に移りまして⑥避難拠点等における生活環境の整備という部分でございます。何行かにわたってございませうけれども全体としましては、配慮すべき方々の視点あるいは女性の視点こういったことを意識して各項目に盛り込んでございます。続いて⑦避難勧告・避難指示の発令等でございます。屋内での退避等の安全確保措置これを新たに規定するとともに各種災害の種類に応じた判断基準を明記したところでございます。最後に⑧の地区防災計画の提案です。各地区の特性に応じたボトムアップ型による提案制度を規定したものでございます。続きまして 2 枚目の方にお移りください。区における災害対策課題への対応についてでございます。基本こちらにつきましても同じ 8 項目につきましても整理をしているところでございます。これにつきましては全体を通しまして、区役所各部あるいは防災課、危機管理室のほうで対応するとあるいは対応しているものを今後拡充・充実していくというものになってございます。新しいところで申しますと、⑧のその他ということで、富士山噴火の降灰対策こちらを風水害等編に追記をしたということになってございます。つづいて 3 番の計画体系の見直しでございます。こちらにつきましてはですね①の施策体系等の見直しという部分でございますけれども、これは関連性の高い一連の重点施策、こちらにつきましては災害対応のフェーズまあ段階ですね段階別に施策別へ見直していくというところでございます。また②の被害想定でございますけれども、こちら基本的には都の被害想定に基づくものであると考えてございます。しかしながら国においても被害想定を出してございますので参考指標として併記するようにしてございます。最後に 4 番、対策内容と役割分担の明確化という部分でございます。こちらにつきましては計画体系の見直しにあわせて新たに盛り込んだ業務、こちらにつきましてはフェーズごとの対策内容と役割分担を明確化してございます。資料 1 につきましては以上でございます。

つづきまして資料 2 の方をお願いいたします。資料の 2 練馬区非常時優先業務実施方針地震編についてでございます。区では現在、練馬区地域防災計画につきまして今ご説明をいたしましたように見直しを進めているところでございます。この地域防災計画の修正に併せまして、来年 3 月までに練馬区非常時優先業務実施方針の地震編を策定するものでございます。発災の切迫性が指摘されている首都直下地震におきましては、重大な人的被害と建物被害が発生すると予想されているところでございます。こうした被害を軽減し、区民の皆さまの生命・身体および財産こういったものを確保したうえで早期に区民の皆さまの生

活再建へと結びつけるためには時間的な制約がある中、限られた人的資源で応急対策業務これは災害で必要になってくる業務ということです。それから優先的な通常業務これを効率よく実施する必要があると考えてございます。そのため発災から72時間までの初動期を念頭に、被災自治体の経験あるいは教訓こういったものをふまえて区役所の庁内各部の非常時優先業務をそのあとにございます3つの視点、1つ目が被災者の救命救出、2つ目が被災者の生活支援、3つ目が都市機能の維持この3つの視点から時間経過別かつ組織横断的に整理し、練馬区非常時優先業務実施方針として初めてまとめるものでございます。この実施方針にもとづきまして、発災時には区長のトップマネジメントの下、適切な人員配置を行い、庁内各部やあるいは防災関係機関と連携をしながら効果的効率的に応急対策活動を展開してまいりたいと考えているところでございます。区の内部計画ではありますけれど、本日この懇談会の方に情報提供させていただいたところでございます。私からの説明は以上でございます。

委員（座長）

ありがとうございました。それでは案件1について何かご意見ご質問がありましたら手を挙げて、発言をお願いいたします。

委員

一つ質問があります。今の資料2の最初の72時間の実施状況で、区の方の優先業務実施方針という話が出ましたけれども、私の承知しているかぎりでは発災後72時間というのは行政の力は頼りにできない。地元住民が中心になって対応しないと何もできない。という風に理解していましたが、その72時間について、行政の方の優先業務の内容というのはどういったイメージのものになりますか。つまり72時間に従来の経験から言うと行政はあまり実働できなかったわけですが、それをできると判断したうえで、なにかこういうことを行おうとなったのだらうと思います。その辺のものの考え方の転換をしたきっかけについて教えてください。

防災課長

はい、ただいまお尋ねをいただきました通り、現実にはお話のある通り、発災後すぐには私ども区の職員も時間によりましては参集ができないこともございます。また先日大きな被害が occurred 長野県の北部の地震についても、安否確認を地域の皆さんのコミュニティーにもとづいて行い、またその結果、亡くなった方もおられなかったというような現実もございます。やはりああいう部分を見てみますと、行政の体制がとれるその前までにつきましては、まさにご意見のとおり地域の皆様方が地域を守るという意識の中で活動をしていただくものだとして私どももそういったお願いを常日頃しているところでございます。今回作るものにつきましては、すぐに職員が参集できますよというようなところに立った

ものではなくて、72 時間という部分につきましては短いようである意味で時間としてはしっかりとございます。参集が少なければ少ないなりに行政としてやっていかなければいけないこと、あるいは検討しなければいけないこと、というのは色々出てくるだろうという思いの中で、その業務の内容についてこれを機会に精査をしていきたいというところでございます。決して私どもがこの計画をつくったことによりまして、区民の皆さんの共助の部分は必要がでてこないとか、あるいは自助が必要ではなくなるということではなく、自助・共助そして公助の部分、公助の部分を整理していきたい。そんな思いでございます。

#### 委員

先ほどの質問がほとんどお伺いしたかったことですが、この変化によって、現場ではこれまで教えていただいたものを行っておりますが、はたしてそれがどのくらい変わるのかということをお教えください。正直に申し上げますと 72 時間というのはずっと長い間、私たちは行政をあてにしない。行政は動けないだろう。というのが正直なところでした。これまでも防災会議や東京都の発言においても、行政が実際に動くまでには時間がかかるだろうと正直思っておりました。そのため、期間を限らずに私たち地域でできるものは地域だけでやっつけよう。お互いに助け合っよう。という思いでやってまいりました。しかし、この文章だけを見ますと役所がかかわってくれるというイメージを先にもちました。そうすると現場では、やはりとまどいや今まで気を張っていたものがふっと抜けるかもしれません。行政がやってくれるのなら安心だとういように。そういったことがあるので、防災課のほうからご説明なり細かいことが決まっていなくても方向性のような大まかなものを、現場にもお伝えしていただければありがたいと思います。

#### 防災課長

はい、ご意見をいただきました。先ほどのご質問と重なってしまいますのでお答えにつきましては先ほどの私の説明で一定ご理解を賜ればと思いますけれども、後段の区民の皆さんへあるいは避難拠点運営連絡会をはじめ、地域の方々への発信につきましては今後まだ具体的にはどういうふうな形で行うかは検討しておりません。ですが今のご意見も参考にさせていただきながら発信の方法につきましては検討してまいりたいと考えてございます。決してこれを作ることによりまして、恐縮ではございますけれども今まで皆様方がいろいろ考え、訓練等々を行っていただいているそういったものがいなくなることはもとより、無駄となることは決してございませんので、その辺だけご理解いただければと存じます。

#### 委員

質問です。別紙の A3 の紙でいただいた一枚目の中に指定緊急避難場所の指定とありまして、大規模な火災の時は練馬区という避難拠点とは地域にある最寄りの小中学校ですけど、私

の理解では従来ですと、これは避難所という扱いであったと思います。災害対策基本法の指定緊急避難場所は災害の種別ごとに指定されるもので、火災でいえば都が指定しているいわゆる広域の避難場所が指定緊急避難場所で火災の場合はもちろん一時集合場所としての小中学校に集まった後に広域避難場所に移動しますが、指定緊急避難場所は小中学校ではないということをご理解いただきたいと思います。東日本大震災で公民館や小学校に避難して犠牲になった方がおりました。それは避難所を緊急避難場所と勘違いして行ったがゆえに犠牲になったと思います。指定緊急避難場所は津波の場合であれば高台にいかなくてはならなかった。津波であれば指定緊急避難場所は高台であって、最寄りの小中学校ではないというのと同じように、火災の場合は最寄りの避難拠点ではなくて都が指定した広域避難場所だと伝えなければならないと思います。防災本編の本文では練馬区さんは指定緊急避難場所を避難拠点とイコールにとらえているようで、これは誤解を生む恐れがあるので検討していただきたいと思います。

#### 防災課長

はい、ここの部分につきましては今委員からお話しありました東京都が今まで大規模火災では広域の避難場所を指定していたと、今度この法律改正によりまして自治体が指定をしていくというようなところがございます。そんな中で今、委員からお話しありましたまさにその種類ごとに避難所というのを指定しつつ、また、そこに逃げ込まないと適切な避難には結びつかないというところはまさにその通りでございます。ここの部分は基本的に混同しているということではないのですが、大規模な火災につきましても一定、避難拠点を指定しつつ、また、その火災の状況に応じてその部分につきましてはどこが避難所になってくるというようなところを対応していかなければいけないと思っているところがございます。

#### 委員

そこが違うと思います。練馬区の避難拠点は指定避難所だと書いていると思います。雨露をしのいで家を失った人がそれこそ72時間後に家が焼けたとか家が倒壊したなどで住むところがないから、指定避難所としての小中学校で暮らし始めると。指定緊急避難場所というのは、数時間後命からがらとりあえず火災から身を守るために逃げ込む所でそれは発災から6時間以内という話です。それは緊急避難場所で、火災の場合は広域避難場所であればならないと思います。都が指定しているのはそういうことですが、東京23区は少し全国では変わった自治体で、本来区市町村が指定すべき広域避難場所を、都が代わりに長年、1972年から指定していたため区が指定せずに済んでいたわけです。本来区が指定緊急避難場所をすべて決めなければいけないわけです。これまでそれを都が指定しましたから、今後もまた歴史的経緯から都が指定しますということなると思いますが、これは、都の指定は区長が指定したのと同じ意味を持っていると私は思います。これは区民

に対するメッセージとして練馬区では指定緊急避難場所は避難拠点だけと言ってしまうと、都が言っていることと違う可能性がありますよということを私は指摘したい。

#### 防災計画係長

はい、今まさしく委員の方からおっしゃられた部分もありまして、かつ防災課長から説明したとおりですけれども、都民の指定避難所の関係だと思えます。先ほどおっしゃられたとおり東京都指定避難所については広域協定という観点から東京都の震災対策条例にもとづいて、練馬区でいえば13か所を指定しているところです。今回災害対策基本法の改正に伴いまして、国の方が義務付けを行っているのが、災害の種別ごとに指定避難所と指定避難場所を指定しなさいというのが今回の法改正の大きなポイントになっています。今皆様のお手元に分厚い資料がございまして、そちらをご覧いただきたいのですが、3分冊になっていまして2の防災本編というのをお願いいたします。この防災本編の81ページをお開きいただきいただければと思います。こちらには図があるかと思いますが、こちらは今回の災害対策基本法の改正を受けて一切変更していないところです。このフローをご覧になっていただきますと、今まで防災課の区民防災の職員が避難拠点などでもお話させていただきましてかつ防災の手引でもずっとご説明してきたところですが、まず区民の方々が地震が発生しまして火災の危険があるか自宅の倒壊の危険があるかということで「はい」にいきますと、そうすると右手のボックスになるんですけれども、近隣の安全な場所で一時様子を見る、初期消火の救助等の応急対策を行う、そのうえで、必要に応じて避難する場所が避難拠点です。さらに避難拠点に延焼火災の危険が迫ったかということで「はい」の場合、東京都指定避難場所の方に避難していただくという形になります。先ほど委員の方からありました通り、たしかに避難拠点というのは今まで練馬区の方では防災拠点プラス避難所ということでご説明しています。今回も防災拠点プラス避難所であることについては変わりありません。ただ先ほどの歴史的な背景ということで、東京都の方も今回あくまでも市区町村長が義務付けしなければいけないというところに対して、東京都さんはどうするのかと23区でも強く言っています。このまま東京都が今まで指定してきた避難場所を区の方で指定避難場所として指定できるのであればいいですが、あくまでも区市町村のほうで義務付けるかつ今回は指定避難場所を単に火災から逃げ込むだけではなく、その管理者とか含めて全部指定しないと指定基準を満たさないということがあります。そういった観点から行きますと、いままでのご説明のとおりまずは火災から身を守るという観点ではまず一時避難場所の方に行ってください、その次に避難拠点に行ってください、もし避難拠点の方にも輻射熱等も考慮して学校ではなんともならないというような状況になれば東京都指定避難場所の方に逃げ込むような形になると思います。そうなった暁には当然ですけれども、避難拠点にどれだけの被災者の方が避難されているかわからないですが、おそらく避難拠点の方から避難誘導人員というのをつけて地域の方々であったり消防の方であったり自衛隊の方であったり区の職員であったり、それぞれの方々の協力を仰ぎながら



東京都指定避難場所の方に逃げ込んでいただくというような今まで通りのことを区としては考えております。

#### 委員

私ばかりなのでこれで最後にしますが、72 時間でも市区町村がきちっと避難態勢を作って誘導して整列していけると皆さんは期待してないと思います。なので、私から一言申し上げますと、避難拠点が緊急指定避難場所だという風に考えておられるようですが、それは間違えです。私は火災の専門家でも東京都に対しても強く言っています。二段階避難で最寄りの小中学校に行って、周囲の危険を見極めてから広域避難場所に行きましょうというのは紙の上でしか成り立たない理論で、火災の危険が迫ってからではもう遅すぎる。途中でみんな焼き殺されてしまう。という話をしようと思い、東京都の方に問題を投げかけているところです。大規模な火災の時に、最寄りの小中学校である練馬区の避難拠点が緊急指定避難場所だという風にしてしまうと問題があります。少なくとも、大規模な火災が起きる前の一時の集合場所として避難拠点に行きましょうというのなら東京都のフローチャートのおりなので構いません。そこを少し誤解のないようにうまく変えていただけないかと思います。現在の計画を変えろということではありません。

#### 防災課長

貴重なご意見有難うございました。そのあたりまた少し検討も深めまして表現については考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### 委員

今の関澤先生のご意見について私も同感です。このフローチャートを見ると、まず順番としてはとにかく避難拠点に集まり、そこが危なくなったら指定避難場所に移るという風に読み取れます。状況によっては避難拠点に集まったことで大勢の命が失われると、先ほど津波の話がされましたが、とにかく高台だということであれば練馬区は津波がないという前提でありますけれども、とにかく高台だということであれば最初に行く場所は指定避難場所になりませんか。そうするとこのフローチャートを皆さんに流布したときに、とにかく先生がおっしゃったように、避難拠点に行くという誤解を招いて被害を甚大化する可能性があるように思いますがいかがですか。

#### 防災課長

はい。この部分についてはこちらにもありますように大規模地震のときでまた、今お話しいただきました委員のご指摘にもありましたように、練馬区の場合は津波ですとか大きな土砂災害ですとかそういった部分については特に地形から津波に関しては心配も何もないと思っておりますけど、特に申し上げます災害の種類という部分では地震が一番大きな災害

に結びつく。そういった中で、地震が発生したときにこのフローというところでございます。申し上げましたように避難拠点到まず集まっていたとというのは地震について火災があってもなくてもまずは避難拠点到の方に足を運んでいただく。一時の身の安全の確保でございますが、そういった身の安全を確保していただいた後に拠点到に集まっていたという部分がございます。これにつきまして、もちろんその拠点到の方に火災が迫っているような状況であれば拠点到自体開設するのは、区の避難拠点到要員であつたり学校の避難拠点到要員であつたりあるいは運営連絡会の皆様になりますので、そういった職員や地域の方々で協力します。ご懸念をされているそういった災害と申しますかそういった部分に結びつかないようにそれは対応していくということでございます。

委員（座長）

よろしいでしょうか。時間も迫っていますので次の案件3練馬区立防災学習センターの概要について事務局よりお願いします。なお、ビデオを用意してありますのでスクリーンの方をご覧ください。

（防災学習センター紹介用DVDの上映）

委員（座長）

それでは、防災課長お願いいたします。

防災課長

それでは続きまして資料3をお願いいたします。今、見ていただきました区立の防災学習センターでございますけれども、これにつきましては本年4月から開設をさせていただいたところでございます。目的等々につきましては先ほど所長の方が画面をとおして皆様方に説明をさせていただいたとおりでございます。資料をご覧くださいますと1として、施設の概要というようなところで所在地等々書いてございます。また2には利用の日時というようなところ、休館あるいは開館につきましてご案内させていただいてございます。事業につきましては(1)から(6)まで書いてございます。とりわけこの防災学習センターの、幹となる事業が(1)にあります、ねりま防災カレッジ事業ということでございます。本委員の皆様方の中にもこのカレッジ事業にもうすでにご参加いただいた方もいらっしゃると思いますが、この防災カレッジ事業を中心に(2)にあります、情報の収集ですとかあるいは発信、あるいは相談、活動の支援等々を行う、防災の拠点到と、防災学習の拠点到となるセンターでございます。一枚おめくりいただきまして、施設の貸出しにつきましては区民防災組織の皆様方にも利用に供しております。また、(5)平成26年度、今年度のねりま防災カレッジ事業、前期が終わってございます。その結果につきまして、記載をしているところでございます。(1)にありますようにその防災カレッジ事業でございますけれども、初級で

すとか、中級あるいは区民防災組織カリキュラム、あるいは昼間や平日、平日の昼間あるいは週末も昼間は参加できないという方向けの、夜間コースですとか、あるいは夏休み子どもカリキュラムということで、小さいうちから防災に興味を持ってもらいたいというようなところで、今少し画面を出させていただきましたけれども、今年度あのような形で子供たちに集まってもらって、少し防災についてのきっかけ作りをさせていただいたところでございます。また、専門カリキュラムでございますけれども、中高層住宅の防災対策ということで今年度、ガイドブックを作りましたので、そういったガイドブックを用いながら区内各所で説明会に臨んだところでございます。②に移りまして、食と防災という、大変よくできた冊子があるのですが、こういった冊子を使いまして、また地域の団体の方々にご協力をいただきながら、食と防災ということで、区内在住在勤在学の方に勉強していただいたというようなところがございます。続いて救命講習というようなところ、また(4)にありますように出前講座・事業こういったものも行ってございます。最終ページになりますけれども最終の(5)防災学習コースメニューというのがございます。先ほど申しましたカレッジ事業というのは曜日ですとか、来ていただかなければならない講座の日というのが決まっております。そういった方々でなくて、まずは何か少しとっかかりがほしいなというようなところ、地域のグループですとか、あるいはお友達、そういうふうな方々が、お集まりいただいて、私どもの防災学習センターにご相談いただき、こちらにあります展示室の解説から、あるいはビデオ、あるいは講話、そして体験というような比較的手軽なコースメニューもご用意をしながら学習センターにつきまして事業を現在展開しているところでございます。来年度につきましても、今、取り組んでいることを少しでもまた充実させていきたい、また72万区民の皆様にも少しでもご利用いただけるようにこれから努めていきたいと考えているところがございます。私から資料の3の説明以上でございますが、どうぞこの機会に皆様方のお知り合いの方にもセンターのほうをPRしていただきますとありがたいと思って最後お願いをしながら資料の説明を閉めさせていただきます。以上でございます。

委員（座長）

はい。この会としても4月に、見学に行きました。まだ行っていない方は、ぜひ足を運んでいただければと思います。センター長の佐藤さん、何か補足することはありますか。これは言っておきたいとか。

防災学習センター所長

特にございません。よろしく願いいたします。

委員（座長）

何かありますか。

## 委員

小松と申します。この防災カレッジ立ち上げの段階で、この防災懇談会において、長年にわたって検討したなかで、私も何度か発言させていただきましたけれども、この防災カレッジのまず大きな立ち上げの一つの目的は区民皆様方がそういう防災知識を持つことも重要だと思うんですけれども、70～80万の区民の皆様が全部そういう体験を受けることは不可能に近いと。そういう意味から、防災リーダーのような防災を推進していく訓練の中核となる防災リーダーの養成が大きな目的だったと思いますが、今資料を見せていただき説明を受けた段階では、その今年度はなかったのかもわかりませんが、防災リーダーの養成というものがこの説明資料からは読み取れないので、これは次年度にそういった計画があるのかどうか、その辺を教えていただきたい。

## 防災課長

はい、防災リーダーについて養成という部分が大切ではないかというご意見でございます。以前から頂戴していたご意見というふうに認識をしております。防災カレッジ自体はすそ野を広くというような中でやっておりますけれども、こういった一般のカリキュラムとりわけ中級コースですとかあるいは区民防災組織カリキュラム、この区民防災組織カリキュラムは実際に区民防災組織として活動されている方を対象としてございます。こういったカリキュラムを受講していただき、またご自身のその区民防災組織に戻っていただいて、学んでいただいたことを皆さんに広めていただきながら、そのリーダー的役割と申しますか、そういった対応をしていただいている、そういった方もいらっしゃると思います。具体的に「防災リーダー」というような形で講座を設けてリーダーになりたい方はどうぞ、というのは正直なかなか難しいところもございますけれども、行っているカリキュラムを通じまして組織のリーダーになって防災活動を展開していただきたいということは、このそれぞれのコースのなかでも訴えながら進める部分もございますので、少しずつではありますが、そういったリーダーが育っているというふうに思っております。

## 委員

私は過去長年にわたり、防災活動を行っております。防災訓練を行うときは区役所の方に必ず来ていただいて、我々の訓練活動は非常にご理解いただいております。そうした中で私は、区の中で地域によって担当者が決まっていると思っていました。今の仕組みがどうなっているのかわかりませんが、その担当者が異動すると、区との縁が切れてしまったように感じます。我々が今まで積み重ねてきたものが、どなたに受け継がれているのかというのが非常に気になるところです。私はすぐ隣の超高層マンションの防災専門委員長をやっている者ですが、そこのところがすごく気になります。担当は決まっているのでしょうか。

防災課長

防災課の職員は地域ごとにいくつか担当を持っています。そういう意味では、ある意味、担当が決まっているというふうな形でご理解いただいて結構です。

委員

そうですか、それでは山下さんの後を継がれた方はどなたですか。私は課長も初めてお見受けしますし、かなり人事異動で顔ぶれが変わっていると思います。

防災課長

その部分につきましては、人事異動は区役所の常ということでご理解いただきたいんですけども、そういった中で引継ぎと申しますか、ご相談いただければ、記録等々も取ってございますので、一定程度、そういった予備知識もいれながら、人が変わったとしても、対応できるように努力しているところでございますので、どうぞ何かあったらご連絡いただければと思います。

委員

どなたが引き継いだのか手を挙げていただけないでしょうか。

区民防災第二係長

区民防災第二係長の内村と申します。区民防災係は地域を2つの係で東と西で概ね分けて担当しています。東の方は区民防災第一係が担当しております。山下の後任にも、担当職員がついております。おそらく彼であったと記憶していますが、確認したいので改めて連絡させていただきます。

委員

よろしく申し上げます

委員

先ほどご意見のあった防災カレッジの防災リーダーの養成についてですが、私の身近に今回、防災カレッジの初級コース、中級コースに行きまして、目覚ましくリーダーとして躍進している方が2名程います。本当に防災について何も知らないから、勉強したいということで初級、中級と続けて受けまして、もっともっと勉強したいということで、避難拠点の方にも関わりたいというような野心も持っている方です。本当にこれはリーダーの養成というのは特別、意図しなくても自然に防災が楽しくなっていくような感じの勉強ができていよう、その他にも全然違う地域で初めて防災について勉強した方が、こころのあかりを灯す会に最近入ってこられて、とっても活躍していらっしゃる方がいますので、こ

れからまたどんどん少しずつそういう防災リーダーとして活躍してくださる方は徐々に増えてくるのではないかなと私としては実感しております。

委員（座長）

はい。ありがとうございます。もう防災カレッジの議論をして7年くらいたちましたかね、もっと有効に使えればいいと思います。それでは続きまして案件4の平成26年度練馬区震災訓練についてお願いいたします。

庶務係長

平成26年度練馬区震災訓練について私の方からご説明させていただきます。資料4をご覧ください。練馬区では今年度全庁的に行う訓練としましては3回ございます。1つが6月期訓練、それから8月期訓練、裏面にあります1月期訓練というものが3つございます。そのほかに危機管理室独自で毎月訓練を行っているものや各部署で訓練を行っているものがございます。本日につきましては全体で行う訓練についてのみご説明させていただきたいと思います。まず6月期訓練ですけれども、こちらは6月12日に実施いたしました。この訓練の内容は2つございまして、1つが参集訓練、もう1つが初動訓練、ということで2つの訓練を分けて行いました。一つ目の参集訓練というものは、午前8時半までの2時間以内となっているのですが、これは朝6時半にメールで全管理職に「ただいま地震が発生しました」というようなメールをお送りしました。そこで8時半までの間に公共交通機関が使えないという前提で、徒歩ですとか自転車ですとかバイクですとかそれぞれで参集するという訓練を行いました。またそのメールを返すときには、自分の状態・家族も安全であるので何時間後には到着できるというようなメールを返信してから、当庁するとういうような訓練を行ったところがございます。そして、9時からは初動訓練としまして、こちらは発災後1時間の間で行うべき初動対応について訓練を行いました。災害対策本部、それから災害対策各部署が行ったところがございます。そしてその1時間後にそれぞれの各部署でどのような対応を行ったかということの報告をする訓練も行っております。これが6月期訓練です。次に2番目の8月期訓練ですけれども、こちらは8月31日に実施いたしました。実施の場所は全避難拠点、小中学校99箇所、それからこの防災センター、また大泉小学校では防災フェスタというものを開催しております。参加者は避難拠点の要員、それから防災の関係機関、それから区民の方々がお集まりいただきまして、約4300名の方が参加していただきました。訓練の中身としましては、避難拠点では全小中学校99箇所が無線通信訓練、それから学校のパソコンを使った送信訓練、それから各避難拠点に自分たちでテーマを決めてチェックリストに基づいて各拠点の開設訓練ですとか備蓄倉庫の整理などの訓練を行ったところございます。また、こちらの防災センターの方では各学校との無線の通信訓練を行ったところがございます。そして、大泉小学校では防災フェスタを行いまして、ここではいろいろなことを行いました。ちょっと画面の方を見ていただければと思います。

こちら消防の方からは、はしご車の体験ブースを作っていただきました。それから防災井戸。ミニ防災井戸の体験。そしてこちらは自衛隊の方で装甲車がきまして、見学していただいたところ。パトカーそれから白バイですね。それぞれ乗車体験をしていただいております。また今回、騎馬隊というのも警察の方から出していただきまして、小さなお子様だけだったんですけれども、一緒に乗っていただいたというところがございます。それからこちら、NTTドコモさんの移動通信局、災害時に移動通信局になるというようなものがございます。こちら各ブース、東京電力の方での展示、それから東京ガス、そして水道局等々です。こちらのほうが、ペット防災の関係で獣医師会の方々にご協力いただきまして、ペット避難、同行避難をしたというところがございます。こちらが避難拠点運営連絡会の方々が今、炊き出しの準備をしているところです。かなりの方がいらっしやいまして、皆さんこちらの方でカレーを作っているところがございます。写真は以上ですね。これらのことを行いまして、約 4,300 名の方が参加いただきました。それから来年になりますけれども1月にまた訓練を予定しております。こちらの方は、先ほど資料の2のほうで説明させていただきました、非常時優先業務実施方針こちらの方を意識した訓練として予定しています。それぞれ災害対策本部、各部における初動対応力。そのときの状況判断ですとか、実践力の強化を図る。そのような訓練をしたいと思っております。また発災後はおおよそ6時間から12時間までを想定した訓練を実施いたします。被害内容については、各部に対してはブラインド形式としまして何が起こるか分からないという状況です。それを「ただいまこういうことが起きました」というよう形で庁内放送をしたり、それから災害対策本部から連絡委員に対して条件を伝えて、各部はその対応を検討するというようなものがございます。またそのあと、その対応についてですね、審議訓練を行っていただくというところがございます。私の方から訓練の概要については以上になります。

委員（座長）

防災フェスタはどなたでも参加できるのですかね。どなたか行かれましたか。私は中村の者なので地元の小学校、中学校それからかしわ公園、学田公園を巡りました。職員によっては作業服ではなくて私服の方もいたので少し緊張感がないなという感じがしました。来年27年度もどこかで行いますか。場所は決まっていますか。

防災課長

はい。来年度のフェスタの会場はまだ未定でございます。

委員（座長）

わかりました。また決まりましたら広報等をしていただきますので、お近くに住んでいる方はぜひ足を運んでください。以上です。それでは案件5に移ります。今まで通してなにか質問等ございますか。

## 委員

防災本編の86ページにいくつかあります。こういった文章はいただきましたが、じっくり読んでいなかったものですから、前々からそうになっていたのかもしれませんが、納得できないところがありますので質問いたします。災害時要援護者対策ということで、まず安否確認、被害状況の確認があります。また名簿を避難拠点への誘導等に活用しますと説明しております。それから、その次の89ページのところの災害時要援護者名簿の共有のところでは頭のところに、平常時から避難支援等関係者に提供され共有されていることで、災害時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施が可能になりますと書いてあります。この辺は私の理解と一致しているところですが、そのあとの91ページのところで、安否確認の基本的な手順というところになりますと、これまで書いてきた趣旨とずいぶん違う感じの手順が書いてありますので、疑問に思った次第です。以下の手順で安否確認を行いますと、災害時にはまず避難拠点に関係者が集まって、そこで、役割分担を行って、災害時要援護者名簿に登録された災害時要援護者宅を訪問し安否確認を実施しますと。それから、(5)のところでは救出・救護が必要な場合には避難拠点から防災会等へ要請するというような、こういう書き方になっているんですが、これだとなんのために平時からその情報共有を行っていて、地域で支援体制を組んでいかないといけないとしているのか、全然違った基本的な手順になってしまうのではないかと思いますけれどもいかがですか。最近どうも91ページの安否確認の基本的な手順の方が中心的な姿であって、このようなはじめいろいろところでなされていた話が事務局でもこういった話がなされているんですが、本来、この災害時要援護者名簿作った時には、平時から情報共有して、避難するときなんかには直接防災会の中のそれぞれの担当の方々が避難拠点にも直接、行くと、そういう形で避難拠点に皆が集まってくる。そういう流れだったんじゃないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

## 区民防災第二係長

区民防災第二係長のほうから説明いたします。先ほどお話しいただきましたとおり、平時から要援護者名簿により災害時要援護者の情報が共有されていて、そして地域の方々が災害時に安否確認等に利用していただくということが、もっともよいことであり、そのようにやっていければということがもっともなんですけれども、災害時要援護者名簿は平成19年度から制度が始まりまして、地域の方々に提供し共有を図っておりますが、全ての防災会等で、要援護者名簿が行き届いている形ではないような実情がございます。そうした中で民生委員さんあるいは一部の防災会の方々だけが情報を持っておりまして、民生委員さんからは自分自身に何かあったら、この方の情報、安否確認はどうになってしまうのか。そういったような不安な声をこれまでうけておりました。こうした流れの中でこれまでの平常時から各防災機関が持ち寄って、それぞれの組織が安否確認をするというほかに災害



時要援護者名簿は避難拠点にも配置しまして、災害時の防災拠点である避難拠点に集まった方々で日ごろから持っている方々と共に、集まった方々にもご協力をいただきながら安否確認できないかということで現在進めているのが、基本的な手順となる避難拠点を中心に行うやり方になっております。こちらはこれまでどおりのやり方を変更するものではなくて、あくまでこれまでのやり方に加えて行う形になっております。

## 委員

もともとこの災害時要援護者名簿の通常のと時の名簿とは別に作ったきっかけは、民生委員だけではとてもこの様に対応できないので、防災会というもっと大きな組織で対応しないといけない、そのためには公開できない福祉関係者の災害弱者の方々の名簿を別途、この目的のために作り変える必要があるということで作ったわけです。その辺の基本的な考え方は変わっていないと思います。ただし防災会の中にはこれを受け入れないところもあります。うまく機能しないという理由で安否確認の基本的な手順というものを、次善の策として用意しているという説明はよくわかりますが、これを見るとこれが次善の策ではなくて、基本的な手順として読み取れます。そのため過去の経緯をご存知でない方や、担当者がどんどん転勤して変わってくるとお話しがりましたが、過去の経緯をご存じない新しい担当者や区民の方が安否確認の基本的な手順に書いてあることが、そもそも原則論なのかと誤解するかもしれません。いろいろなところでそのことを言っていますが、初めてこのようなことが書いてありましたので、これにより誤解していると、納得いきませんが、あくまでもこれは次善の策であり、基本はそれぞれの防災会などが直接避難誘導したりする態勢、たとえば昔の向こう三軒両隣の助け合いの意識がなくなっている都会のコミュニティでは、新しい助け合いのコミュニティづくりというのが必要になります。名簿をもとに平時から作り上げていかないといけないというのが我々の地域における役割だろうと思いますが、それができないために次善の策が基本だというような誤解をあたえる記述はよくないと思います。あくまで、第一にそれが何のためなのかということを書いたうえで、それができない場合にはこういう次善の策をとってくださいと、そのように書いていただかないと、これは大いに誤解をうむ原因になると思います。今回は間に合わないかもしれませんが、まず考え方の整理として認識していただきたいことと、次の機会にはそういったことがはっきり分かるような書き方に改めていただきたいということをお願いいたします。

## 防災課長

ご意見いただきました。決して、先ほどのそもそもの考え方と申しますか、成り立ちの部分で反故にしてというものではなくて、こういった考え方だけでいくということではないことは先ほど係長から説明させていただいたとおりでございます。これは書きぶりといいますか、その部分については今のご意見も参考にさせていただいて、標記については考え

てまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員（座長）

他にございますか。

委員

新しい地域防災計画には雪に対する、対応策がないと思います。徳島のように普段は雪が多く降らないところで雪の被害がありました。いつ練馬区でも徳島と同じ事態が起きるともわからない時代なのかと思います。私も自分の住まいがどうなるか気になりまして、先々週に道路課の方に、除雪の対応について相談に行きまして、道路の植栽の剪定を短くしてもらえないか相談し、一週間ですぐに対応していただきました。道路課の方に、雪の対応はどうなっているか聞いたところ、道路課の方では連絡があったら除雪にうかがいます。ただし、坂道のあるところとか、そうしたところが優先的になりますというお話をうかがいました。私たち区民の対応策としてなにか手段があってもいいと思います。あともう一点、練馬区の消火栓には目印がないと思いますが、消火栓があるところは探していかないとわかりません。また消火栓の前に車が停車していることがあります。緊急事態の時は強制的に移動させるとのことですが。とにかく消火栓がどこにあるかというのは探しておかないとわかりません。消火栓の前に車が停めてあることがあるため、実際には緊急時にすぐに対応しなければならないのに消火栓の前に車が置いてあると対応が遅れるということになります。消火栓がここにありますよという赤いポールを立てているところもあります。区によっては行っている、そうした対応が練馬区でもできないものかと思います。防災課ではなく消防の関係かもしれませんが、こういうご意見をいたします。

防災課長

貴重なご意見ありがとうございました。一点目の雪ですね。本当に先週もすごい寒波が来てというようなところであるんですが、雪の被害については残念ながらこの地域防災計画の中にそのことだけを取り出して、被害に備えてというところでは記載はありませんけれども、何年前にこちら練馬でも結構な雪が降って、交通、とりわけ自動車なんかのスリップをしてというようなことの記憶をしていますが、そういうことになった場合には区民の皆様への情報提供は無論でございますけれども、お話しにありましたそういった除雪、そういう部分についても発信をしつつ、区民の皆様にもご協力いただきながら、都市機能をなるべく早く回復をしていくというようなところは実務としてはでてこようと思っております。それから後段の消火栓でございますけれども、消火栓につきましては、基本的に消防署の方のお話になります。地域の防災会の方々にはどこに消火栓がありますよと、その消火栓を使って初期消火に努めていただきたいというような情報を言うてございます。そういったことで、情報は行き渡っているんですけれども、一方で一つお話有りましたそ

ういったところに路上駐車なんかがあると、いざというときにはなかなか使えないんじゃないのというご意見も、ごもっともでございますので、今日いただいたご意見につきましては消防の方にも情報提供させていただきたいと思っております。

#### 委員

今の消火栓の赤いポールの標識ですが、あれは実は広告が入っていて、消火栓標識株式会社というところが広告料をとって設置しています。そのため基本的に、公的には消火栓標識というのは消火栓があるところに必ずつくるものではありません。そういう広告により運営しています。ただし消火栓に、違法駐車があるために、消火栓には黄色く塗色しておいて、ここが消火栓というように表示することはあるようです。標識や赤いポールはそういう意味になります。以上です。

#### 委員（座長）

消火栓の上に駐車しないことは決まり事なのですが、中にはそういうことがわからない人がいるというのは残念なことです。他になにかありますか。それでは3番その他です。

#### 庶務係長

事務局の方から3番のその他、27年度から28年度の委員の募集についてお話させていただきます。皆様方の任期ですけれども、27年の3月31日までということになっております。それに伴いまして、27年4月1日から29年の3月31日までの委員の募集を行いたいと思っております。区報の募集は2月に予定をしております。今のところ2月の1日号で募集をかけたいと思っておりますので、また皆様にも応募いただければ思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### 委員（座長）

それでは平成26年度第二回練馬区防災懇談会を閉会いたします。本当にありがとうございました。これが今年度最後となります。よいお年をお迎えください。

#### 防災課長

どうもありがとうございました。また地域防災計画ができましたら各委員の皆様方の方には郵送させていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。